

京都市訓令甲第22号

序 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第6項第5号中「交響楽団及び」を削る。

別表区長の項中「，室長若しくは税務長」を「若しくは室長」に改め，同表担当区長の項中「，室長又は税務長」を「又は室長」に改め，同表部長若しくは室長又はこれらに準じる者，第1類事業所の長又は次長若しくはこれに準じる者の項中「，第2類事業所の長（交響楽団長を除く。）又は交響楽団事務長」を「又は第2類事業所の長」に改める。

附 則

この訓令は，令和2年4月1日から施行する。ただし，別表区長の項及び担当区長の項の改正規定は，公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)